三原市立幸崎小学校不祥事防止委員会設置要綱

（設置）

第１条　この要綱は、三原市立幸崎小学校校務運営規程第１５条の規定に基づき、不祥事防止委員会（以下、「委員会」という）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　委員会は、学校組織として、教職員の教育公務員としての自覚と規範意識を高め、不祥事を許さず、教育に全力を注ぐ学校風土・文化を確立することを目的とする。

（委員の構成）

第３条　委員会は、校長、教頭、教務主任をもって構成する。

２　委員会は、女性教職員が１名以上所属するものとする。

（業務内容）

第４条　委員会は、不祥事防止に関する次の業務を遂行する。

（１）不祥事防止に係る年間研修計画の作成

（２）研修プログラムの企画・実施

（３）教職員相互による不祥事防止チェック

（４）不祥事防止運動などの実施

（５）保護者との意見交換

（６）その他不祥事防止に関すること

（委員会の開催）

第５条　委員会は、月１回開催するものとする。

（雑則）

第６条　この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、校長が定める。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。